

教育研究評議会

○：議長・委員長等(その委員会等の長)、□：副部門長、副本部長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
○		学長	遠山 育夫	(職務上)		1号
□		理事	平田 多佳子	(職務上)		2号
		理事	相見 良成	(職務上)		2号
		理事	野崎 和彦	(職務上)		2号
		理事	黒澤 修身	(職務上)		2号
		理事	辻川 知之	(職務上)		2号
		副学長	尾松 万里子	(職務上)		3号
	整形外科学講座	図書館長 (教授)	今井 晋二	(職務上)		4号
	脳神経内科学講座	医学科長 (教授)	漆谷 真	(職務上)		5号
	実践看護学講座(成人保健看護学)	看護学科長 (教授)	宮松 直美	(職務上)		5号
	生命科学講座(化学)	教授	古荘 義雄	2026.4.1	2028.3.31	6号
	病理学講座(疾患制御病態学部門)	教授	伊藤 靖	2026.4.1	2028.3.31	6号
	呼吸器内科学講座	教授	中野 恭幸	2026.4.1	2028.3.31	6号
	麻酔学講座	教授	北川 裕利	2026.4.1	2028.3.31	6号
	実践看護学講座(母性看護学・助産学)	教授	立岡 弓子	2026.4.1	2028.3.31	6号

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 副学長(学長の命を受けて教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者)
 - (4) 図書館長
 - (5) 医学科長及び看護学科長
 - (6) 医学科, 看護学科, 学内教育研究施設又は医学部附属病院の教員 5名
 - (7) 学長が必要と認めて指名する職員 若干名
- 2 前項第6号及び第7号の評議員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。